

## イ 富士山周辺地域

(ア) 道路案内標識適正化研究会における検討

## 【研究会構成】

NO.	所 属	備 考
1	総務部東部地域支援局	
2	産業部振興局観光コンベンション室	
3	建設部管理局企画監（企画・広報担当）	
4	建設部道路局道路企画室	
5	建設部道路局道路保全室	
6	建設部都市局都市計画室	
7	沼津土木事務所	
8	静岡土木事務所	
9	富士土木事務所	
10	富士宮市	
11	富士市	
12	御殿場市	
13	裾野市	
14	小山町	
15	富士川町	
16	芝川町	

## 【検討経過】

時 期	会議開催等	内 容
6月13日	研究会の事前説明会	公共サインのルールと研究会の目的
8月9日	第1回研究会	研究会における検討内容
9月12日 9月13日	第2回研究会 沼津管内市町ヒアリング 富士管内市町ヒアリング	目標地、著名地点についての要望・意見
9月27日	道路案内標識適正化研究会 連絡調整会議	県内の目標地と道路分類についての調整と 情報交換
10～2月	—	著名地点の設定に関する各市町との調整
3月17日	第3回研究会	目標地、著名地点の検討結果報告
3月末日	—	最終成果配布

(イ) 地域のテーマ

	(ア) 円滑な移動の確保 (わかりやすさ)	(イ) ユニバーサルデザインへの対応 (国際化)	(ウ) 景観への対応 (景観)
共通項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすい道路案内標識への改善</li> <li>観光地エリアへの案内誘導強化</li> <li>目標地の適正化及び市町村合併後の案内地名の修正</li> <li>基本ルールの徹底のための講習会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路案内標識への英字サイズの拡大表示</li> <li>公共サインに表示する英語名称の統一</li> <li>駅周辺や観光施設などの公共サインの多言語化</li> <li>観光案内パンフレットの多言語化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路沿線の景観を乱している看板の撤去・集約</li> <li>標識板の裏面や標識柱に、景観に配慮した色彩の採用(茶色を標準)</li> </ul>
富士山 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山登山道案内の強化</li> <li>県境での案内の連続性確保(富士箱根伊豆地域)</li> <li>御殿場ICへのわかりやすい案内の調査・検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新富士駅、富士駅、御殿場駅(富士山への乗継ぎ)周辺の公共サインの多言語化</li> <li>山梨県と連携した富士山登山道案内の多言語化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山への眺望改善のための景観形成の仕組みづくり</li> <li>ぐるり・富士山風景街道との連携</li> </ul>

【わかりやすさ】

■富士山登山道案内の強化

- 富士山への主要観光ルート上に位置するICや主要幹線道路の交差部では、富士山を補助的な小型の著名地点誘導標識で案内し、主要幹線道路から内側に入った時点で、富士山エリアとして3つの登山道(富士宮口、御殿場口、須走口)や駐車場(水ヶ塚)を著名地点誘導標識で案内します。

富士山登山道案内の強化

・富士山への3つの登山道(富士宮口、御殿場口、須走口)、  
駐車場(水ヶ塚)を案内

(現行) (変更イメージ)

- 知名度が高く、広域的な利用が見込まれる主要な観光地や交通結節点(朝霧高原、白糸滝、十里木、足柄峠、印野、田子の浦港)を追加し、富士山周辺地域内の周遊性を高めます。
- 富士山スカイライン、ふじあざみラインを道路の通称名標識(119系)や路線番号標識(補助板)にて案内します(富士山スカイライン:富士山公園太郎坊線の南北方向の冬期閉鎖区間)。

■県境での案内の連続性確保(富士箱根伊豆地域)

- 山梨県、神奈川県との連携により、県境部での案内の連続性を確保します。
- 字名は原則一般地として選定しませんが、必要に応じて地域の入口や山間部では、補助板にて案内を行います。

■御殿場ICへのわかりやすい案内の調査・検討

- 上下線で出入口が異なり、分かりにくい御殿場IC周辺の案内を調査検討します。

【国際化】

- 新富士駅、富士駅、御殿場駅（富士山への乗継ぎ）周辺の公共サインの多言語化／山梨県と連携した富士山登山道案内の多言語化
  - ・外国人利用者が多い駅周辺の案内や、登山道案内の多言語化と英語名称の統一等を山梨県と連携、協議して進めます。

富士山登山道案内の多言語化(山梨県との連携)

公共サインに表示する英語名称の統一



【景観】

- 富士山への眺望改善のための景観形成の仕組みづくり／ぐるり・富士山風景街道との連携
  - ・富士山への眺望を阻害している標識や民間看板、歓迎看板（モニュメント）の改善の仕組みづくりなどを、「ぐるり・富士山風景街道」との連携を図りながら進めます。

道路沿線の景観を乱している看板の撤去・集約

環・富士山風景街道との連携

・ 風景街道の活動による富士山への眺望を阻害する不要看板の撤去

※民間看板設置者などへの協力依頼や優遇策、道路占用許可基準の見直し、屋外広告物条例、景観法などについても、引き続き研究をしていく必要がある。

(ウ) 経路案内

a 道路分類と目標地の設定

富士山周辺地域の道路分類と目標地

道路分類		富士山周辺地域	
道路分類	主要幹線道路	東名高速道路 東富士五湖道路 国道1号 国道139号(国管理区間) 県道174号[富士停車場線](蓼原大橋南交差点~宮島東交差点) 県道353号[田子浦港富士インター線](富士IC~永田町2周辺) 富士市道45-2、45-3号[田子浦伝法線](永田町2周辺~蓼原大橋南交差点)	新東名高速道路 西富士道路 国道138号 国道246号
	幹線道路	国道469号 県道10号[富士川身延線] 県道72号[富士白糸滝公園線] 県道82号[裾野インター線] 県道190号[塩出尾崎線] 富士市道34-3号[左富士臨港線](広見公園西南側) 裾野市道1-13号(裾野IC~下和田交差点)	国道139号(県管理区間) 県道24号[富士裾野線] 県道76号[富士富士宮由比線] 県道180号[富士宮富士公園線] 県道396号[富士由比線]
	補助幹線道路	上記以外の県道 富士宮市道1961号[山宮61号線] 裾野市道1-18号(御宿平山交差点~富士裾野線)	
	その他(観光有料道路)	南富士エバーグリーンライン(富士急) 箱根スカイライン(静岡県道路公社)	芦ノ湖スカイライン(藤田観光)
目標地	基準地	静岡、名古屋、甲府、東京	
	重要地	静岡、沼津、浜松、富士吉田、大月、小田原、厚木	
	主要地	富士、富士宮、御殿場、三島、朝霧高原、南部、本栖、山中湖、箱根、松田	
	一般地	芝川、小山、裾野、長泉、富士川(→富士市に合併まで表示)	
	その他(市域内案内)	富士宮市 : 富士宮市街、富士宮駅、白糸滝 富士市 : 富士市街、新富士駅、富士駅、十里木、田子の浦港 小山町 : 小山市街、足柄峠 御殿場市 : 御殿場市街、印野 裾野市 : 裾野市街、十里木、水ヶ塚	

注：青字は近接他県

【改善事項】

- ・ 「朝霧高原」を富士山周辺地域の主要地とする。
- ・ 富士山登山への起点となる駅と、富士山駐車場の「水ヶ塚」を一般地とする。
- ・ 観光地の「白糸滝」、「十里木」、「印野」、「足柄峠」を一般地とする。
- ・ 地域において方向を示す「田子の浦港」を一般地とする。

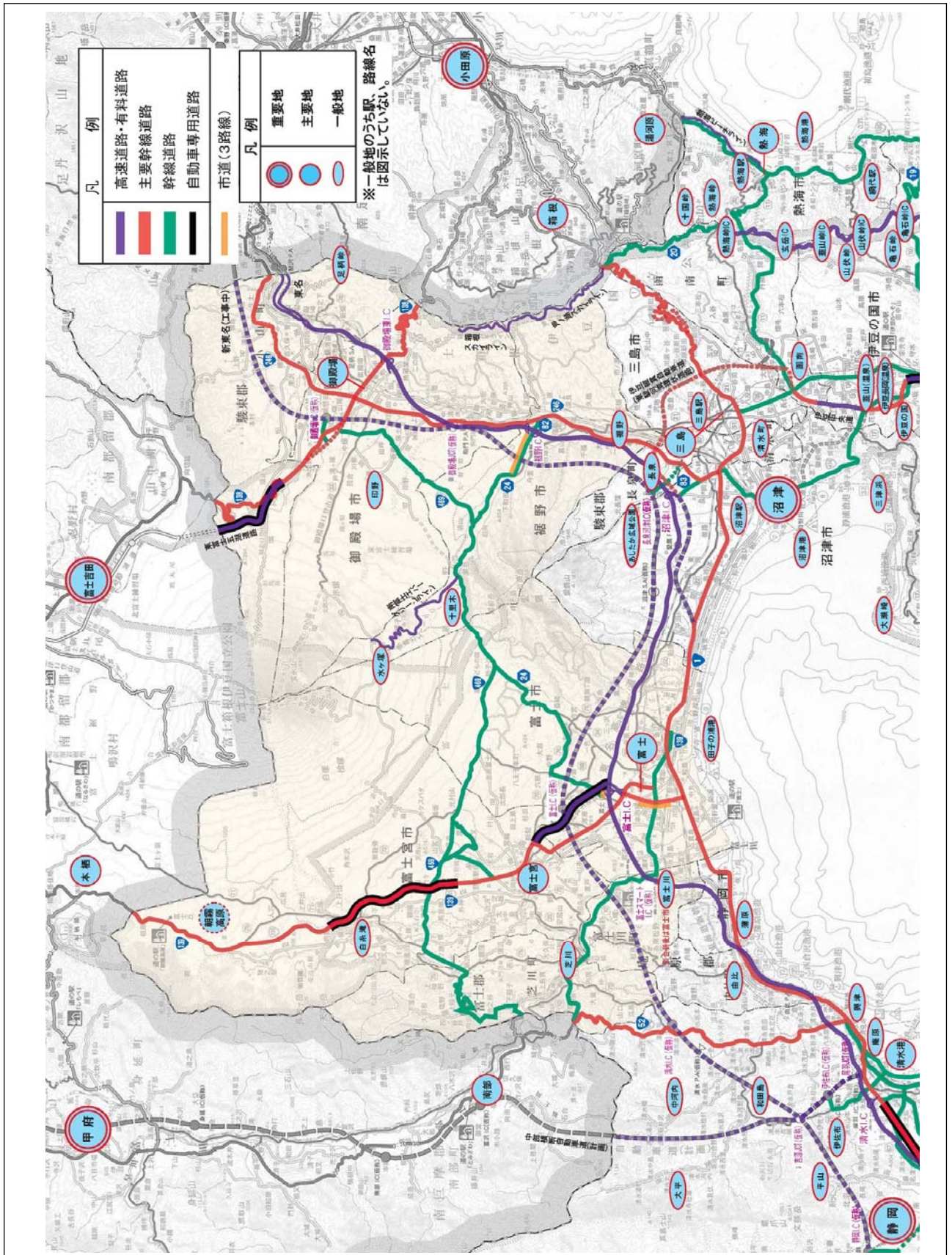


図 富士山周辺地域の道路分類と目標地

■市街地のエリアとその基準点



● : 距離を表示する場合の基準点

b 108系標識の現況と整備イメージ

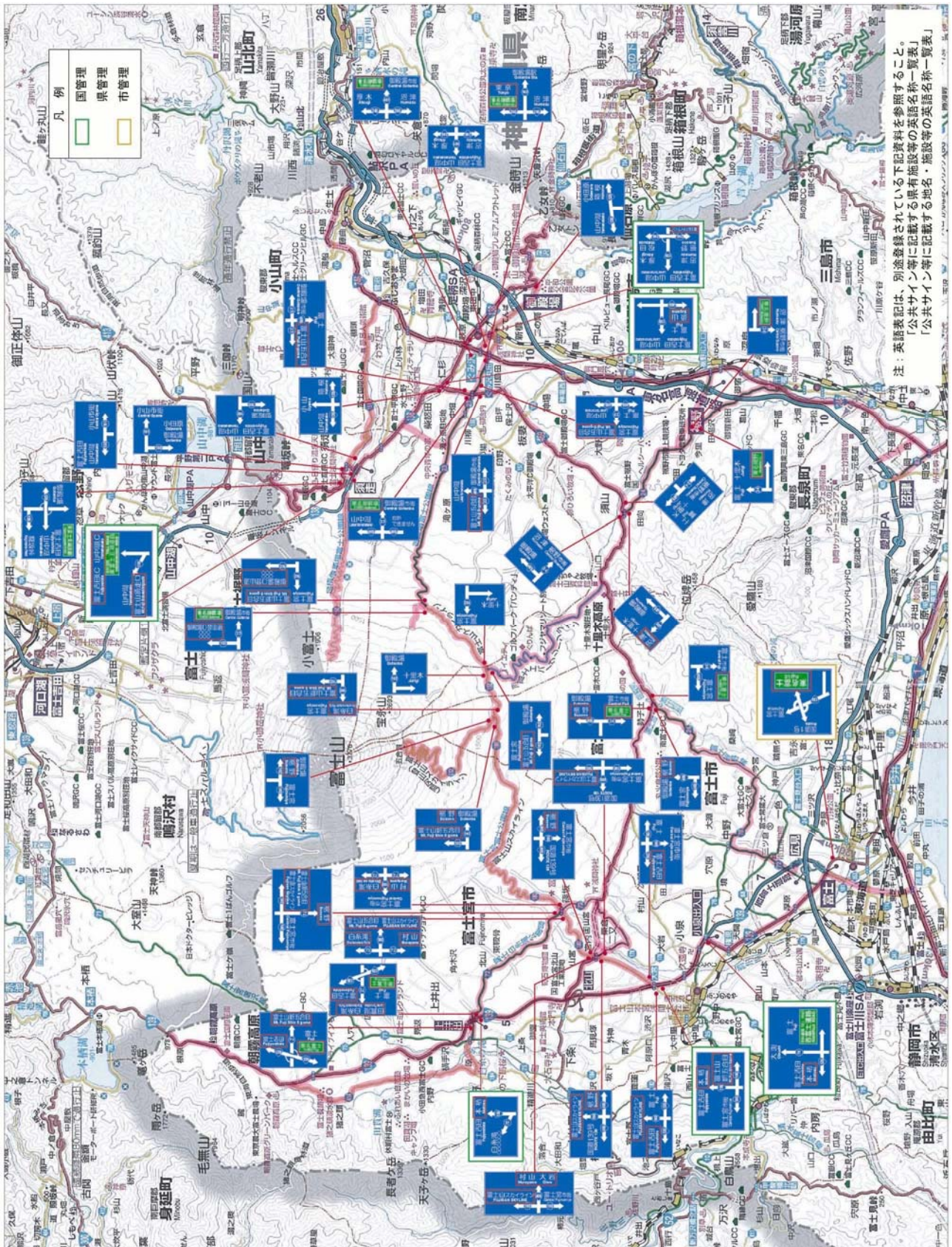


図 主要交差点箇所における道路案内標識（108系）の現状

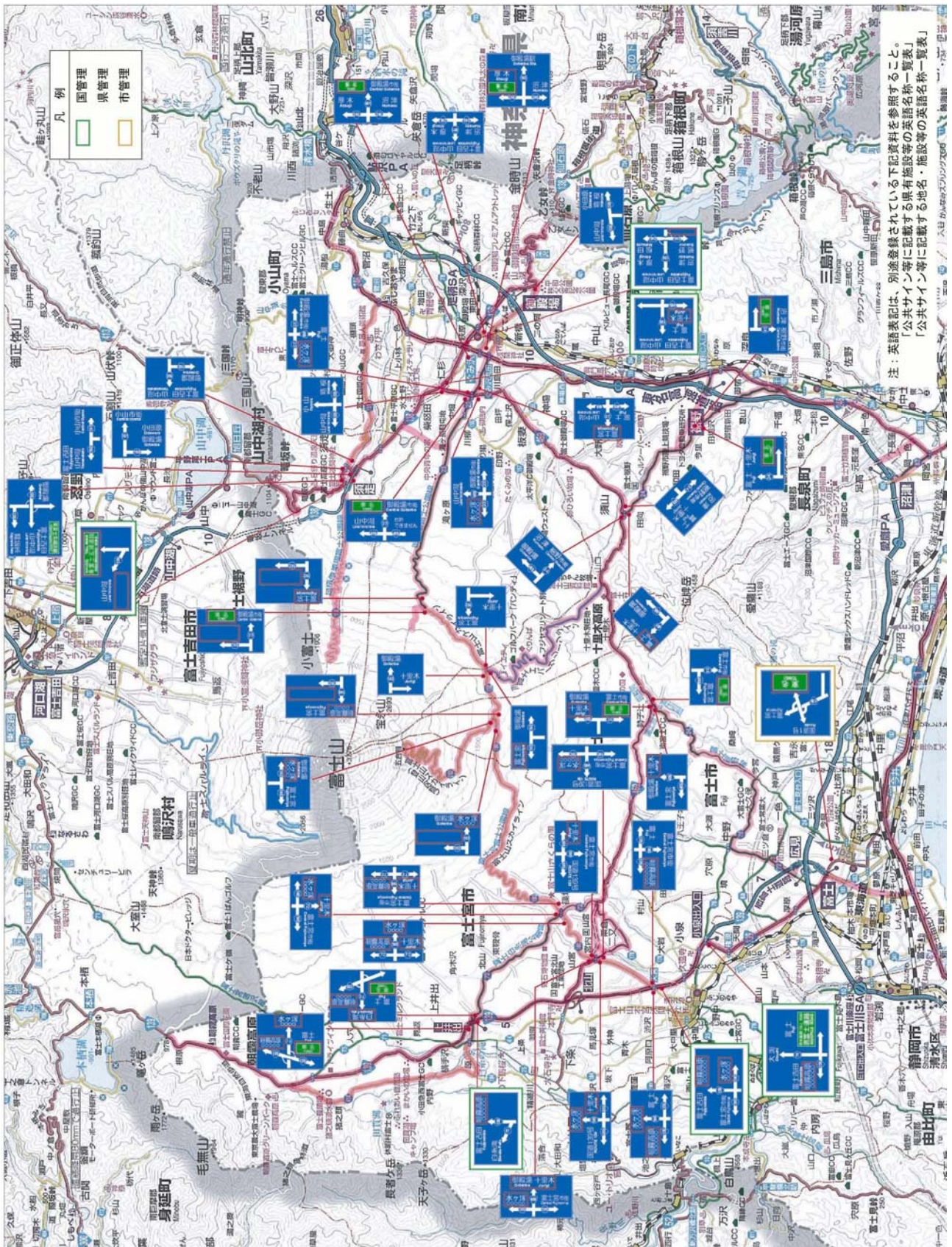


図 主要交差点箇所における道路案内標識（108系）の整備イメージ



(エ) 著名地点案内

a 主要観光ルートと観光エリア

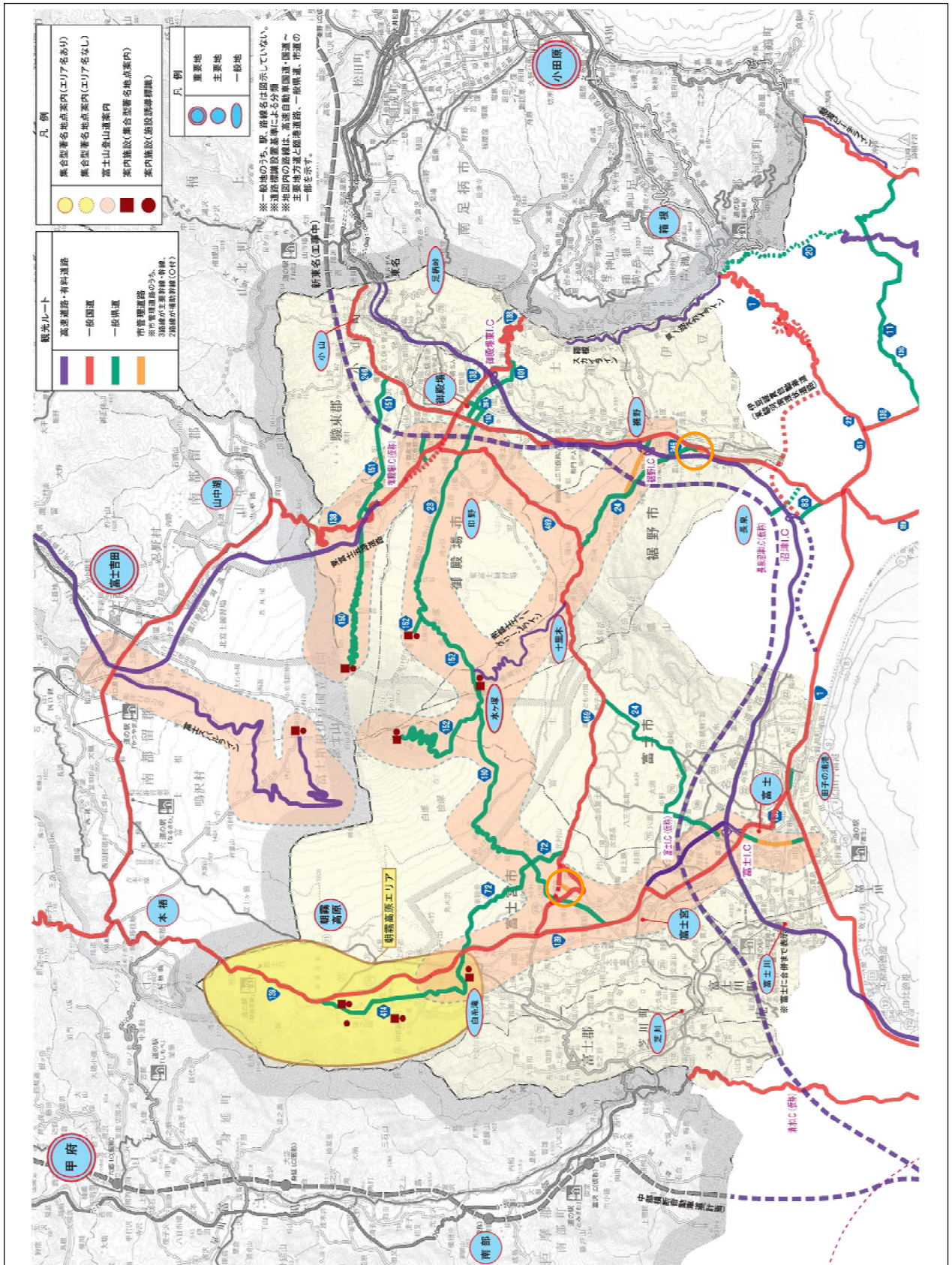


図 富士山、朝霧高原への主要観光ルートと観光エリア

(工) 著名地点案内

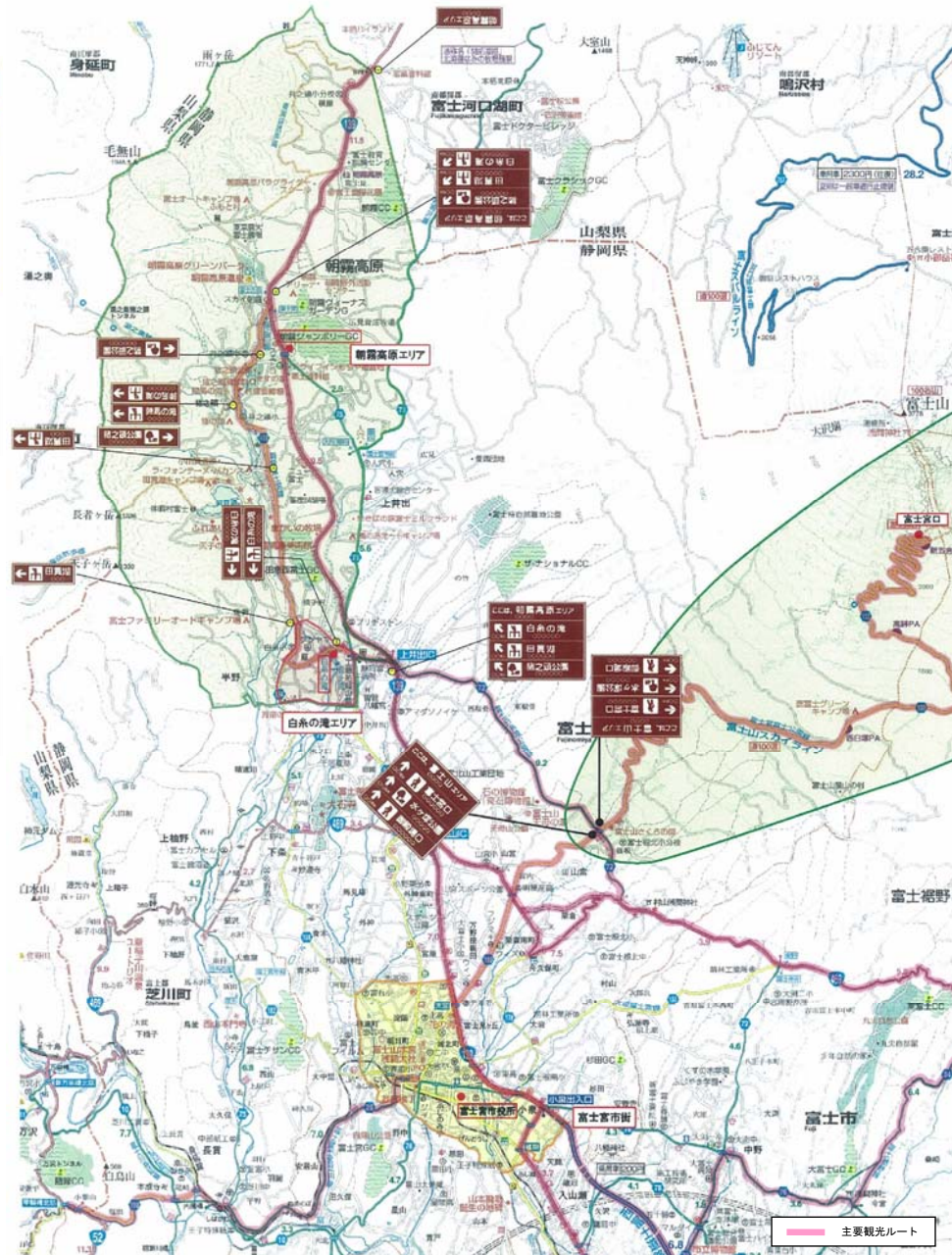
b 著名地点の設定

※富士山地域の著名地点については市町単位で近年整備済みのため、今回は著名地点の設定までとして配置計画は行わない。以降、県設置の著名地点のみ図示する。

著名地点の設定 1. 富士宮市の著名な施設分類

種類別	【AA】経路案内標識：111系	【A】著名地点案内標識：114系	【B】著名地点案内標識：114系	【C】集合型著名地点誘導	【D】著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一施設として案内	概ね地方生活圏以上を案内の対象とする施設等を案内	概ね当該市町内のみを案内の対象とする施設等を案内	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	主要な観光地を案内	施設の使用駐車場の有無などの条件が満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	著名新築名 西富士道路 富士宮駅	道の駅朝霧高原（国） 駅				
文化施設			天神山公園 ふじのみやスポーツ公園 山宮スポーツ公園 県ソフトボール場 陸上競技場 富士山さくら園 明星山公園 白尾山公園 志田公園			富士国際花苑 朝霧高原グリーンパーク 朝霧高原美術館 富士美術館 富士資料館 奇石博物館（奇石博物館「奇石博物館」）
名所・旧跡		浅間大社	湯玉池 狩野下真塚		陣馬の滝（県）	本門寺、大石寺、妙蓮寺 陣馬八幡宮、八幡宮、村山浅間神社
観光地	朝霧高原 白糸滝		朝霧アリーナ 富士養蜂場	<朝霧高原エリア>（国、県） 白糸の滝、陣馬の滝、田貫湖、 積之湖公園	白糸の滝（県） 田貫湖（県） 積之湖公園（県）	ふれあい自然塾 休暇村富士 富士ミルクランド まかいの牧場 ドライブインもちや遊園地 狩野養蜂場 東京最大富士農場 富士山麓山の村 朝霧高原パラグライダーズスクール
公共（的）施設		西日野	富士宮市役所 出張所 消防署、警察署 静岡富士病院（国） 救急医療センター 富士宮聖路 天の湯 各種センター 小・中・高校			郵便局
体育施設			市民プール 朝霧野外活動センター			キャンプ場 ゴルフ場
その他	※施設名、宇名等について、縦横に 屈定的に使用する場合は構す					お買場丁

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を箇所まで表示することができる。  
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。  
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用、設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。  
 ・上表において【D】著名地点誘導の設置主体が道路管理者となっている観光施設  
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

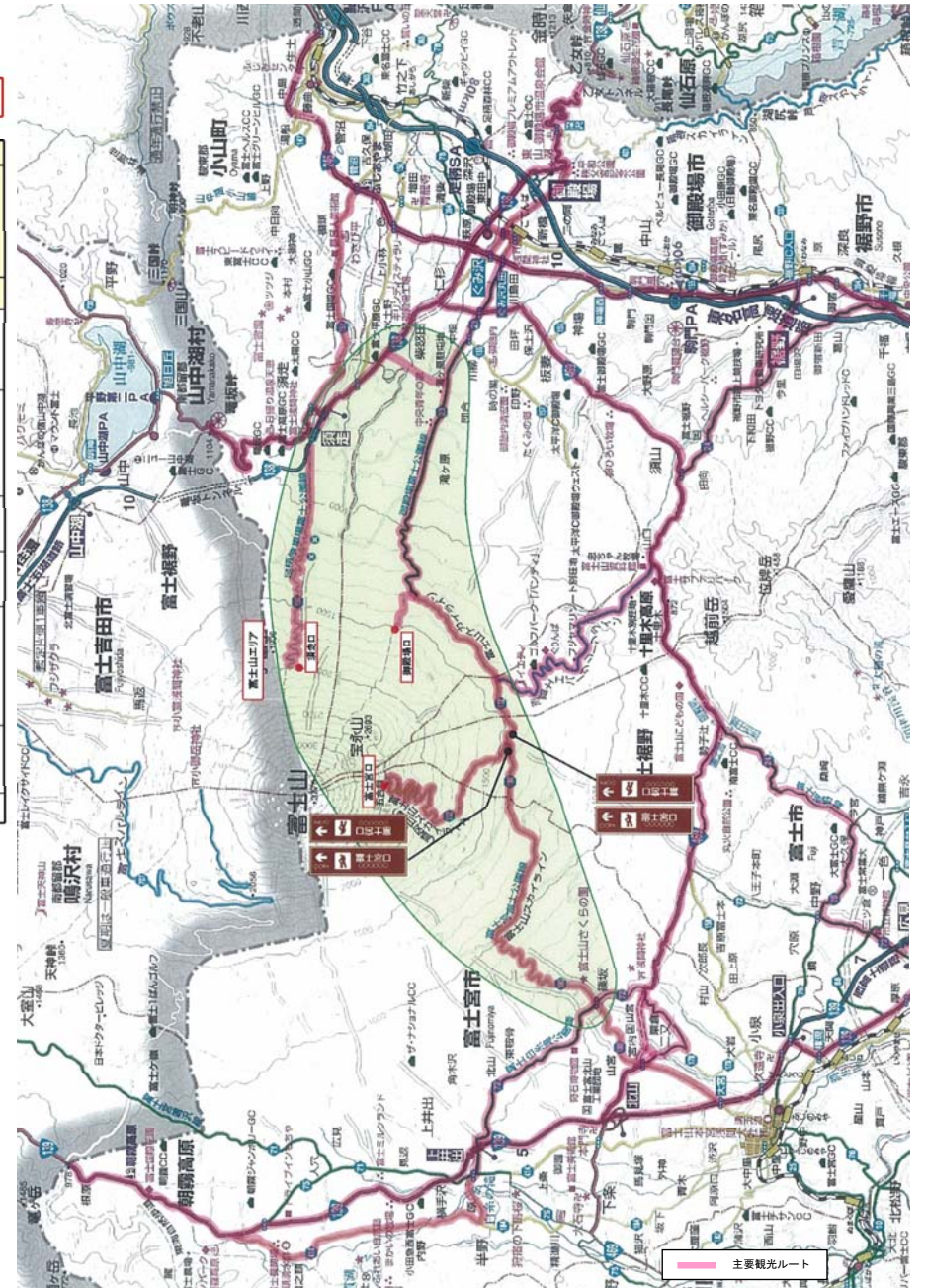


著名地点の設定

2. 富士市の著名な施設分類

施設種別	[AA] 経路案内標識：118系	[A] 著名地点案内標識：114系	[B] 著名地点案内標識：114系	[C] 集合型著名地点誘導	[D] 著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	概ね当該市域内を案内の対象とする施設等を案内	概ね当該市域内を案内の対象とする施設等を案内	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	主要な観光地を案内	施設の使用駐車場の有無などの条件が満たされれば [D] 著名地点誘導での案内となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	東名 新東名 西富士道路 田子の浦港 富士駅 新富士駅	田子の浦港 道の駅富士（国） 駅	富士塔頭（港高） 中央塔頭（港高） 吉原塔頭（港高） 静川塔頭（港高）			
文化施設			富士市立博物館 中央塔頭（港高） 岩本山公園 富士市文化会館ロゼシアター		竹塚公園 広見公園 丸火自然公園 鎌ヶ原緑水公園 香永公園 入道橋門公園 中央公園 三軒野緑道	富士西公園 浮島ヶ原自然公園 港公園 富士と港の見える公園
名所・旧跡						
観光地	十重木	富士山こどもの国	十重木遺跡		富士宮口（南） 湯射川温泉 雲霊山登山口 大塚の滝	富士山麓山の村 青少年の家
公共（的）施設		静岡県富士総合庁舎 富士土木事務所富士支庁庁舎	富士市役所 港高同庁舎 警察署、消防署 福祉センター、裁判所、法務局、労働署 富士市立中央病院 富士ハイツ ふじきんめっせ 斎場、各種センター・プラザ 小中・高校			郵便局
体育施設			富士総合運動公園 富士川緑地 富士マリンプール 陸上競技場 富士球場			キャンプ場 ゴルフ場
その他	※施設名、字名等について、詳細に規定的に使用する場合は横す					

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を「箇所」で表示することができる。  
 ※上記において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。  
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用施設設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。  
 ・上記において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設  
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設



著名地点の設定

3. 芝川町の著名な施設分類

施設種別	【AA】経路案内標識：101系 地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	【A】著名地点案内標識：111系 概ね地方生活圏以上を案内の対象とする施設等を案内	【B】著名地点案内標識：114系 概ね当該市内のものを案内の対象とする施設等を案内	【C】集合型著名地点誘導 エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	【D】著名地点誘導 主要な観光地を案内	その他
						
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	著名 町界名	駅				
文化施設			くれいどる芝罘			
名所・旧跡						富士山西山本門寺 芭蕉天神宮
観光地			ユニー・トリオ			天城山ハイキングコース 白鳥山ハイキングコース 上郷子遊歩道 桜神 熊野温泉 瓜島温泉
公共（的）施設			芝川町夜場 鶴野出張所 芝川町保健福祉センター 小・中学校			郵便局
体育施設			町民総合運動場 芝川町B&G海洋センター			ゴルフ場
その他	※施設名、字名等について、積極的に 限定的に使用する場合は残す					

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を（図）まで表示することができる。  
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。  
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用施設であることを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者が、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。  
 ・上表において、【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設  
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

著名地点の設定

4. 富士川町の著名な施設分類

標識種別	【AA】経路案内標識：113系 地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	【A】著名地点案内標識：114系 概ね地方生活圏以上を案内の対象とする施設等を案内	【B】著名地点案内標識：114系 概ね当該市町内のものを案内の対象とする施設等を案内	【C】集合型著名地点誘導 エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	【D】著名地点誘導 主要な観光地を案内	その他
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	駅名 駅番号	道の駅富士川東屋【国】 駅				
文化施設			野山山健康緑地公園 歴史民族資料館			
名所・旧跡			小体本跡東屋部			
観光地						
公共（的）施設			富士川町夜場 運動会会館 老人いこいの家 小・中学校			郵便局
体育施設			富士川町総合体育館			
その他	※施設名、字名等について、縮略に限定的に使用する場合は構ず					

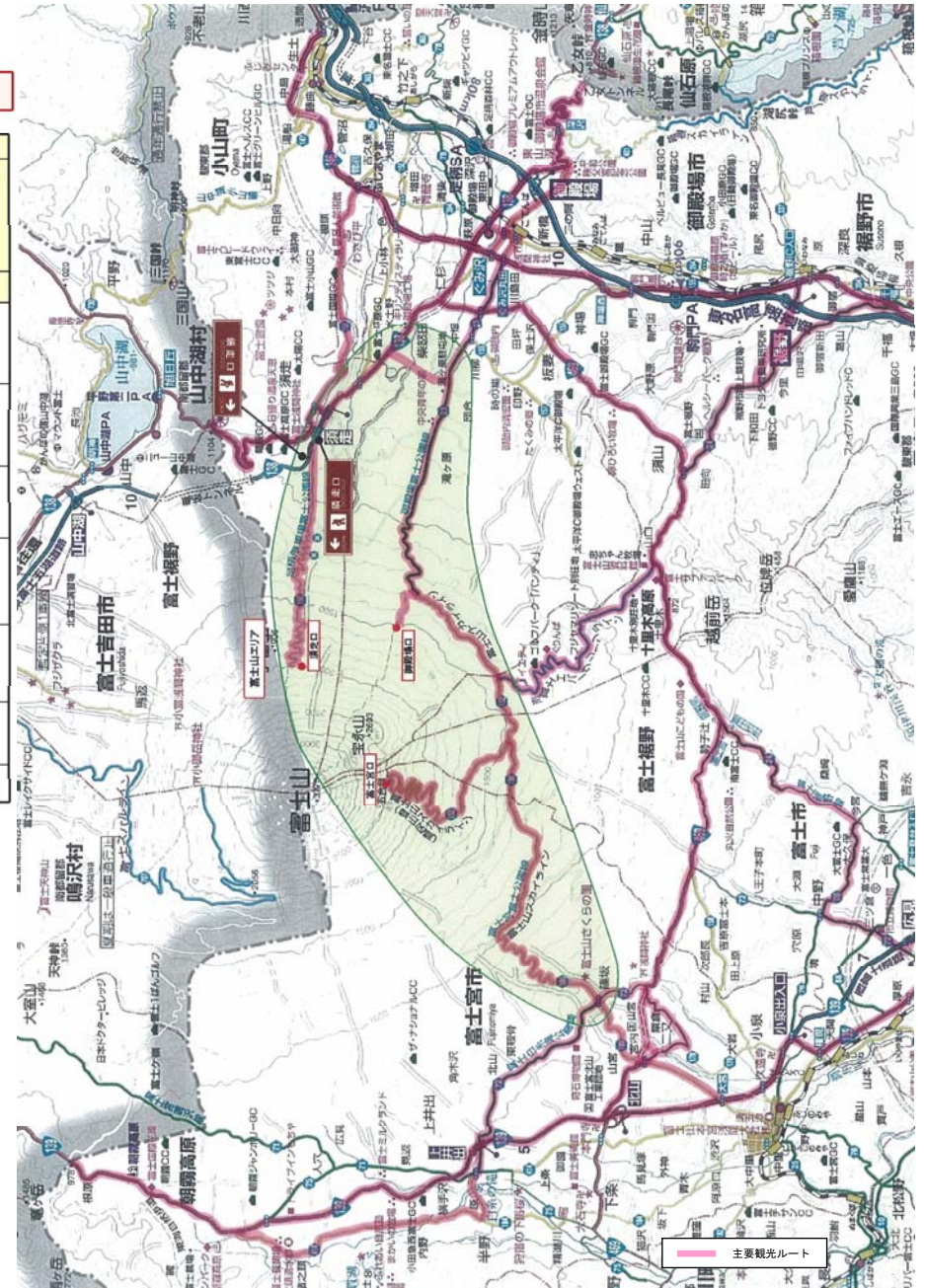
※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。  
 ※上表において道路管理者が設置主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。  
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自らが管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。  
 ・上表において【D】著名地点誘導の設置主体が道路管理者となっている観光施設  
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

著名地点の設定

5. 小山市の著名な施設分類

標準種別	【AA】経路案内標識：118系	【A】著名地点案内標識：114系	【B】著名地点案内標識：114系	【C】集合型著名地点誘導	【D】著名地点誘導	その他
	地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	概ね地方生活圏以上を案内の対象とする施設等を案内	概ね自治市内のものをも案内の対象とする施設等を案内	エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	主要な観光地を案内	
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	駅名 駅 富士五湖道路	道の駅ふじやま【国】 駅				
文化施設			総合文化会館 総合運動公園			金時公園 夢島人形劇場 富士植物園
名所・旧跡	足柄峠			足柄峠		聖天堂 富士浅間神社 安楽岳神社 御室浅間神社
観光地			富士霊園 富士スピードウェイ		清見口（橋）	あしがら温泉 富士山の天倉 ふじみセンター温泉 わさび平温泉
公共（的）施設			小山町役場 清見支所 北郷支所 小・中学校			緑上自衛隊富士学校 自衛隊富士病院 郵便局
体育施設			小山球場 総合体育館			ゴルフ場
その他	※施設名、字名等について、確認に限定的に使用する場合は除外					

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。  
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。  
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用施設を設置することを前提とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。  
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設  
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

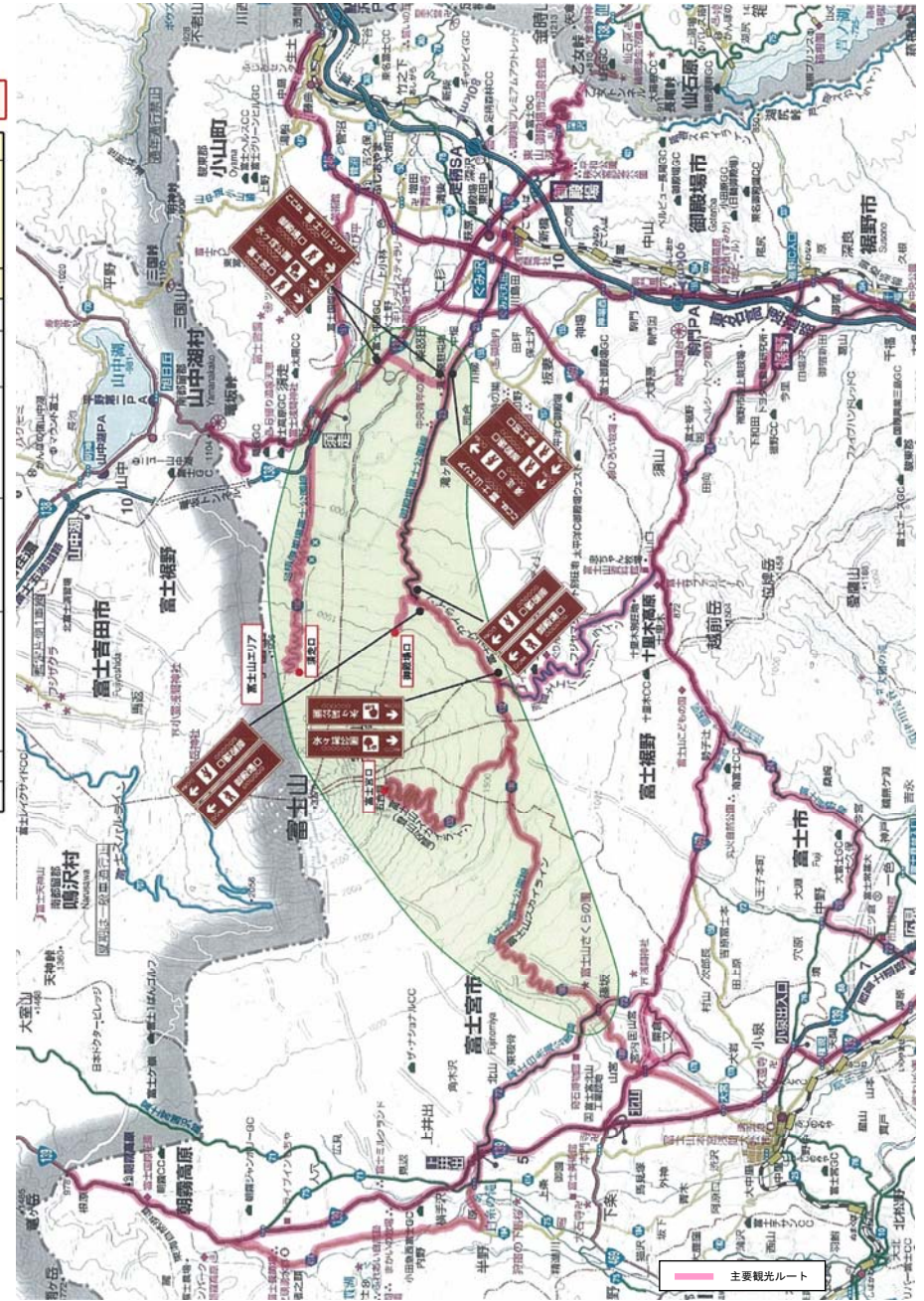


著名地点の設定

6. 御殿場市の著名な施設分類

標識種別	【AA】経路案内標識：111系 地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	【A】著名地点案内標識：114系 概ね地方生活圏以上を案内の対象とする施設等を案内	【B】著名地点案内標識：114系 概ね当該市域内ものを案内の対象とする施設等を案内	【C】集合型著名地点誘導 エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	【D】著名地点誘導 主要な観光地を案内	その他 施設の利用駐車場の有無などの条件が高たれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路管理者または道路占用者	道路占用者
交通施設	著名 新駅名	御殿場駅				
文化施設			平和公園		熱火堂記念公園 森祥公園 印刷スズーパーク 国立中央青年の森	フラーリー美術館 高麗西ふれあい広場 富士山サテパーク
名所・旧跡					御殿内清宮園 駒門黒穴	神場山神社 浅間神社 青龍寺 大野黒穴 地蔵塚 深沢城跡 長尾陣 乙女峠
観光地	印野			<富士山エリア>（南） 御殿場口 湧き口 富士宮口 水ヶ塚公園	御殿場口（南） 水ヶ塚公園（南） 御殿内温泉	御殿場プレミアムアウトレット 御殿場高原特産品館 御殿場市温泉会館 たのみの園 わびの園 キリンディスタリャー御殿場工場 東山園 駒門展望台
公共（的）施設			御殿場市役所 玉穂支所、高根支所 警察署、消防署、法務局 富士病院、救急医療センター 御殿場かいせい病院、東部病院 国立中央少年の家の 市民会館 斎場 各種センター 小・中・高校		職業安定所 商業駐屯地 駒門駐屯地	郵便局
体育施設			陸上競技場・体育館		南グラウンド プール	キャンプ場 ゴルフ場
その他	※施設名、字名等について、標識に限定的使用する場合に限す					

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を4箇所まで表示することができる。  
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。  
 ※【D】著名地点誘導は、観光地等の管理者が道路利用施設することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路に【D】著名地点誘導を整備することができる。  
 ・上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設  
 ・道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設

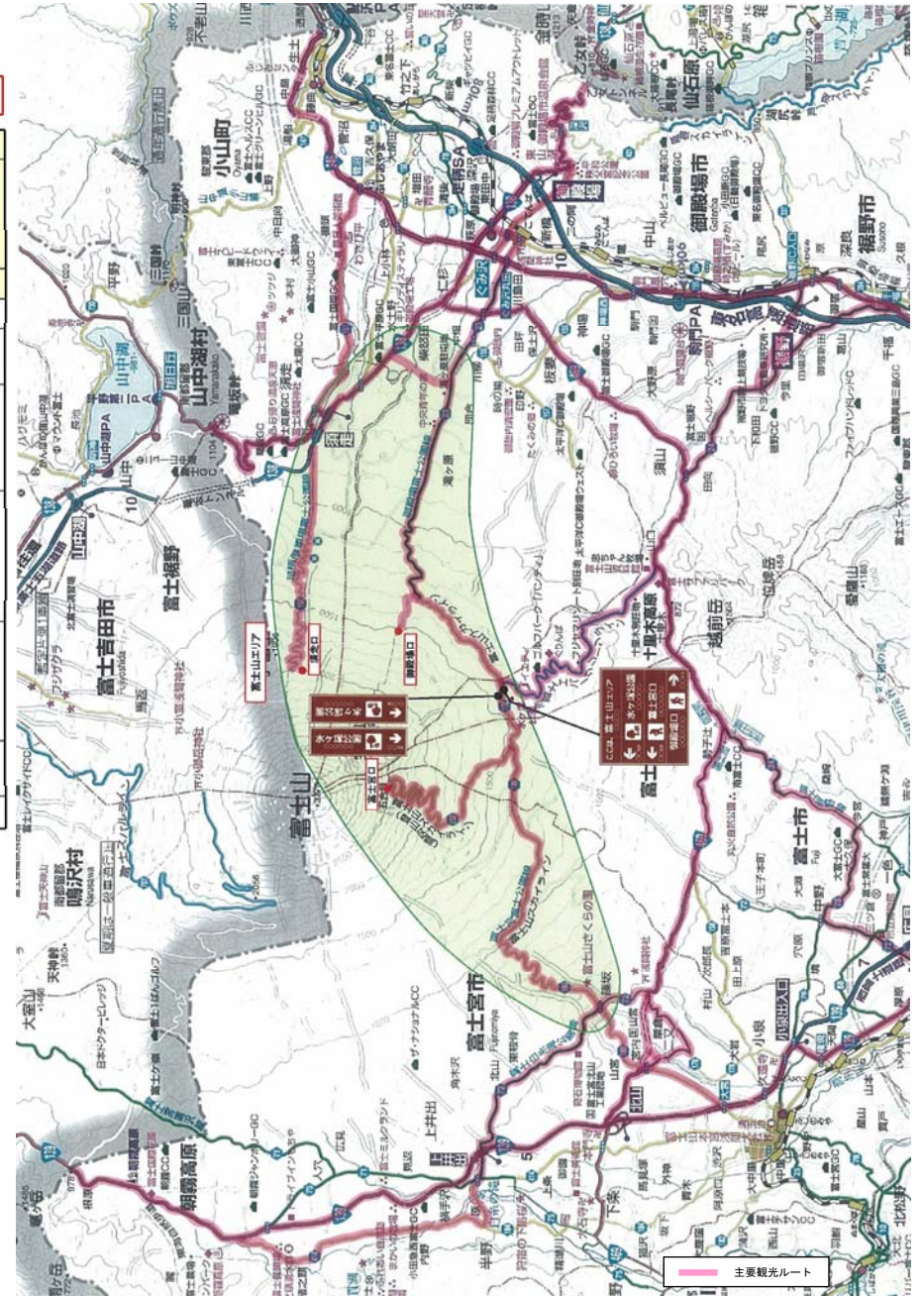


著名地点の設定

7. 裾野市の著名な施設分類

標識種別	【AA】 経路案内標識：113系 地域を代表する著名な施設等を一般地として案内	【A】 著名地点案内標識：114系 概ね地方生活圏以上を案内の対象とする施設等を案内	【B】 著名地点案内標識：114系 概ね市街地内のみを案内の対象とする施設等を案内	【C】 集合型著名地点誘導 エリア内の主要な観光地（3箇所まで）を案内	【D】 著名地点誘導 主要な観光地を案内	その他 施設等の専用駐車場の有無などの条件を満たされれば【D】著名地点誘導での案内対象となる施設等
設置者	道路管理者	道路管理者	道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路管理者または道路占有者	道路占有者
交通施設	著名新東名	駅				
文化施設						鈴木園書館 富士山資料館 ポケット公園 日本ランド
名所・旧跡						光明寺、文明寺、東光寺、葛山城址仙年寺 定輪寺、須山洗眼神社 葛山城跡、葛山城主屋敷跡、千福城跡 観音木陣跡 信楽園不動の滝 湯沢神社 深良用水記念碑 アシタカツツジ原生群落
観光地	十重木 水ヶ塚	十重木高原	ヘルシーパーク裾野	く富士山エリア（南） 御前山口 富士宮口 水ヶ塚公園	水ヶ塚公園（南） 常高登山口 中央公園	富士サファリパーク ラジヤリゾート くりんぼ 十重木高原荘荘地 ちゅんちゅん牧場、たまご抱い牧場 ものみの山葛山山、梅の里 景ヶ島溪谷 裾野山、裾野山、位神岳 湯沢神社、皮返り坂 浅黄塚、東日塚、腰切塚、西黒塚
公共（的）施設			裾野市役所 富岡支所、深良支所、須山支所 消防署 裾野市福祉保健会館 業務公民館、児童館 裾野工業団地 斎場 各種センター 小・中・高校			東名裾野病院 赤十字病院 郵便局
体育施設			裾野市民体育館 裾野市運動公園			イエティ 緑之橋スポーツセンター キャンプ場 ゴルフ場
その他	※施設名、字名等について、縦部に限定的に使用する場合は残す					

※エリア名を表示しない【C】集合型著名地点誘導では、観光地を（図）まで表示することができる。  
 ※上表において道路管理者が整備主体となっている【C】集合型著名地点誘導については、道路管理者が、自ら管理する道路上に【C】集合型著名地点誘導を整備することができる。  
 ※【D】著名地点誘導は、観光施設等の管理者が道路専用し設置することを原則とする。ただし、下記の観光施設に限り、道路管理者は、自ら管理する道路上に【D】著名地点誘導を整備することができる。  
 ※上表において【D】著名地点誘導の整備主体が道路管理者となっている観光施設  
 ※道路管理者が設置した【C】集合型著名地点誘導で案内している観光施設





c 整備イメージ

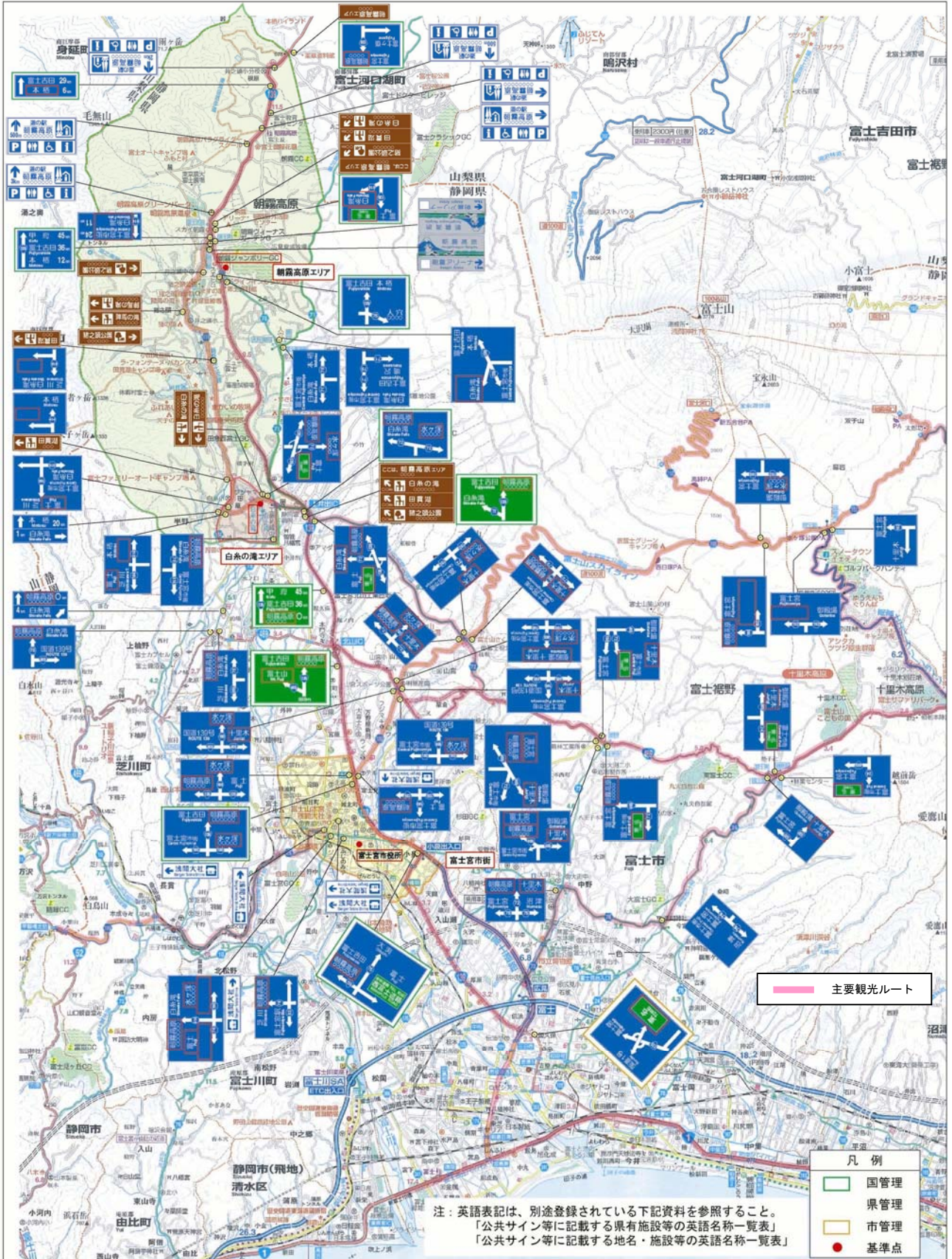


図 朝霧高原エリア（108系、114系、著名地点誘導標識）の整備イメージ【県設置】

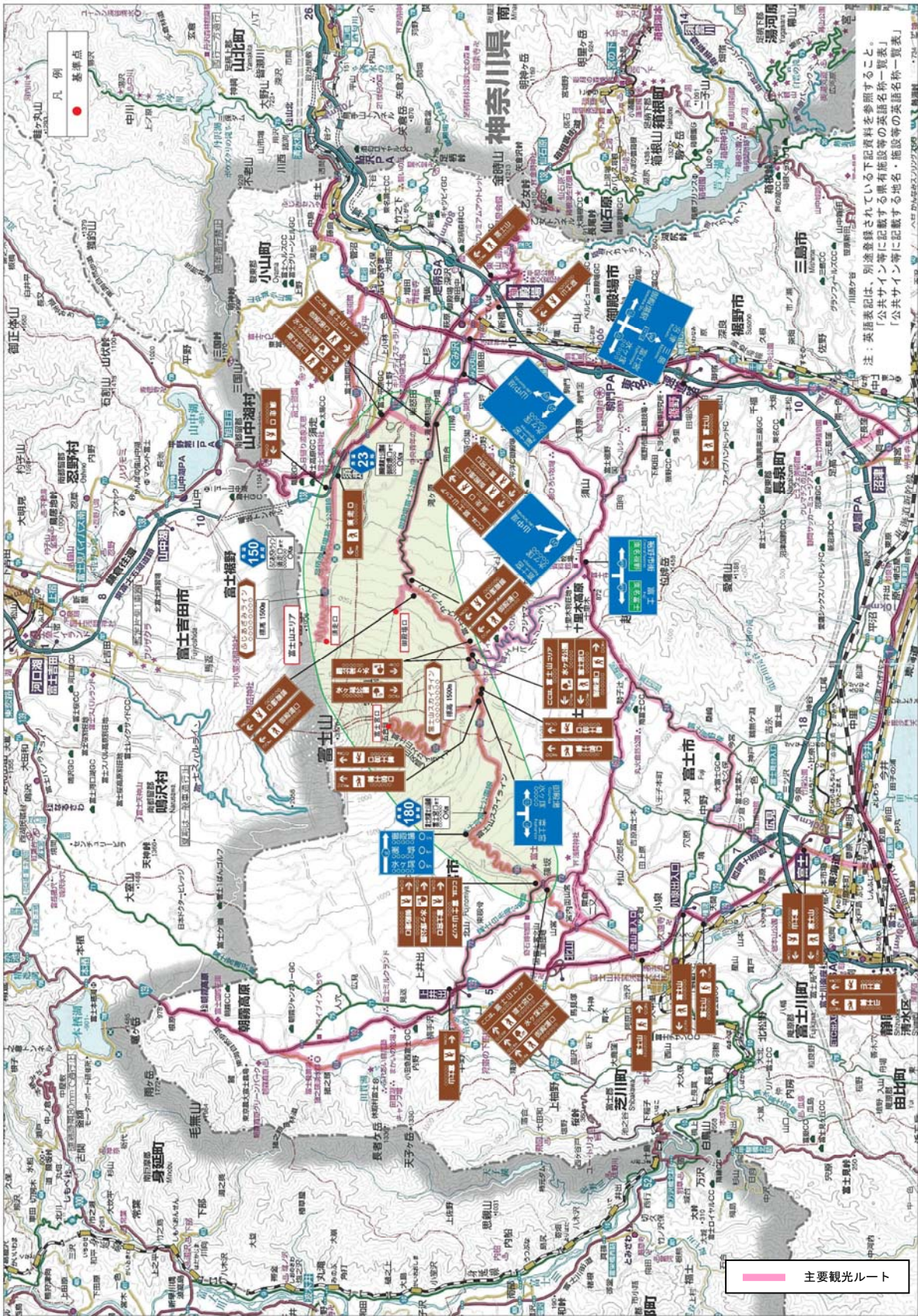


図 富士山エリア（108系、114系、著名地点誘導標識）の整備イメージ【県設置】

※距離を表示する場合の基準点は、設置する標識から最も近い登山口までの距離とする。

※主要幹線道路（国道1号、国道139号）から富士山への分岐交差点と東名ICの出口へは、小型の著名地点誘導標識にて、富士山の方面と距離を案内します。